

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2018年12月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

2018年12月には、韓国において特許侵害行為に関して故意侵害に対する賠償額を3倍まで定めることができるようにする懲罰的損害賠償制度の導入に関する記事と、韓国の特許権の無効率の高さと特許審査の問題点を指摘する記事を紹介する。

9日付聯合ニュースによると、韓国特許庁は、特許・営業秘密の侵害に対する懲罰的損害賠償制度、処罰水位の引上げなど知的財産の保護強化を主要内容とする特許法と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正案が7日、国会本会議を通過したと明らかにした。韓国特許庁の分析によると、韓国の特許侵害訴訟における損害賠償額の中央値は6千万ウォンで、アメリカの65億7千万ウォンよりも非常に少ない。両国の経済規模を考慮しても9分の1に過ぎないレベルで、これまで特許侵害の被害企業に対する十分な補償がなされなかったことを示している。

これにより、知的財産に対して、市場においては適正価格を正当に支払うことなく侵害を通じて利益を得て、侵害が摘発されれば賠償額を支払うことがより利益であるという認識が形成されている。被害企業もやはり、訴訟で勝っても損害賠償額が十分でないため訴訟を放棄するケースが多く、知的財産権侵害の悪循環が続く状況であった。

このような歪曲された市場の秩序を正して知的財産の保護の基盤を強化するため、特許権・専用実施権や営業秘密の侵害行為が故意である場合、損害として認められた金額の3倍以内で賠償額を定めることができるようにする「懲罰的損害賠償制度」を導入したものである。懲罰賠償以外にも、今回の改正案は、特許訴訟で特許権者等の立証責任を軽減する

ための「具体的な行動態様提示義務」、「営業秘密認定要件の緩和」、「営業秘密侵害行為の類型拡大」、「処罰水位の引上げと予備・陰謀者に対する処罰の強化」などの知的財産保護制度を再整備した。

4日付ソウル新聞によると、4日、韓国特許庁によると、2000年代初頭までは、韓国特許行政最大の懸案は、審査期間の短縮であった。今は処理期間の不満はほぼ消えたが、審査品質の問題が新たに浮上している。韓国特許無効審判の引用率は平均50%に上る。半分ほどの特許が無効の判断を受けているという意味である。不十分な特許審査が行われたという指摘もある。特許審査に対する不信の風潮により、特許審判と訴訟が過度に続いて行政力が無駄になっている。訴訟当事者の時間とコストの損失も相当である。このため、現行制度を改善して審査官に適正な審査時間を保証しつつ、不良審査については厳正に責任を問う政策が必要であるという指摘が出ている。

2001年21.3ヶ月に達した韓国の特許処理期間が、2018年10月に10.4ヶ月に短縮された。知的財産分野「先進5大強国」(IP5・米国、欧州連合、日本、中国、韓国)のうち、欧州連合(8.0ヶ月)と日本(9.3ヶ月)よりやや遅いが、中国(14.4ヶ月)と米国(16.3ヶ月)より格段に速い。特許・実用新案・商標・デザインなどの知的財産権の出願が増加し、一時は処理期間が22.6ヶ月まで伸びたが、審査官の増員と比例して短縮された。2001年360名だった審査官の数も、2017年末866名と2倍以上に増えた。

現在、処理期間の不満はほとんど消えたが、審査の品質の問題が新たに浮上した。審査処理期間を減らすには処理件数を増やし、審査の品質を向上させ

るには処理件数を減らす必要がある。不良特許による社会的・経済的損失を遮断し、登録特許の信頼を高めるために、政府は、これらのジレンマを必ず解決しなければならない。

韓国では、特許審査官一人が年平均205件を処理する。週末と祝日を除くと、審査官が一日に約1件判断することになる。欧州連合(57件)や中国(76件)、米国(79件)、日本(168件)と比較して差が大きい。審査した件にかかる時間も11時間とIP5の中で最も少なく、米国、中国、欧州連合の半分にも満たない。短時間に多くの量を審査するため、不良特許審査にならざるを得ない構造である。

2018年2月に韓国特許庁は、2022年までに審査官1,000人を増員すると発表した。審査投入時間を先進国水準の20時間ほど増やして品質を高めるという趣旨である。しかし、これは、特許庁自ら特許品質が低いことを自認したとも解釈され、甲論乙駁が起こった。

このような不良審査は、特許審判と特許法院への提訴につながる。2017年10月、特許庁の国政監査で、韓国特許無効審判の引用率が海外の主要国より2倍以上高いというデータが出された。韓国国会の複数の議員は、「韓国の無効審判引用率は40%台である」と明らかにした。特許無効審判が提起された特許2件のうち1件の割合で登録が取り消されたわけである。日本の(24.3%)や米国(24.4%)よりも約2倍高い。

韓国特許審判院によると、最近5年間に年平均7,000件の特許審判が請求されている。審査官の拒絶決定を不服として提起する請求が80%、特許登録無効審判などが20%程度を占めている。特許審判は、

2015年の業事法改正による医薬品許可・特許連携制度の導入によって9,112件の頂点を記録した後、2016年に6,796件、2017年5,798件を記録した。特許審査の質を測定する尺度である無効審判引用率はさらに深刻である。審査官の特許登録決定が誤っていたという1審の判断が、2014年に53.2%にもなった。2015年45.0%、2016年49.1%、2017年44.0%と、少しずつ低下する傾向であるが、先進国と比較してまだ高いというのが業界の評価である。特に、審決(特許関連判決)件数は、2015年449件から2016年に489件、2017年766件と増え続け、不良審査議論が高まっている。特許審判院の審決を不服として裁判所への提訴も2015年424件、2016年461件、2017年589件と増加傾向である。特許審判が誤っていたという審決取消率も2014年から20%台で、高い状態である。

韓国は、特許当局が審査期間の短縮と品質向上という一石二鳥を実現できるだろうか。今より審査期間を延ばして審査官が熟考する時間を与えることはできるが、特許出願の43%が中小企業から出ているという点で困難が大きい。中小企業は、一日でも早く特許が出てこそ事業を営むことができるためである。迅速審査プログラムがあるが、費用負担が大きくならざるを得なく、簡単に解決することは難しい。

審査官の増員も容易ではない。これにより、審査では、人工知能(AI)とビッグデータを活用して特許検索にかかる時間を短縮して詳細な審査が行われるようにインフラの高度化が必要である。人事滞積による特許人材の士気の低下の問題も解決しなければならないと助言する。

《訴訟関係》

- ▲韓国大法院は11日、オランダの重装備用熱交換器製造メーカーであるE社が、韓国国内熱交換器製造メーカーであるS社を相手に出した国際仲裁判定執行判決訴訟の上告審で、特許権移転と関連し、国際仲裁法廷で受けた「間接強制賠償」の支払い命令も韓国内で執行が可能であるという「特許移転意思表示について間接強制を命じた国際仲裁を受け入れる」という原審を確定したと発表した。(11日 ファ)
- ▲韓国のLED専門企業であるソウル半導体は18日、韓国国内の中堅企業としては初めて、グローバル市場の裁判所において、特許訴訟で訴えられた企業の製品販売禁止と製品回収判決を勝ち取ったと発表した。ソウル半導体によると、ドイツのデュッセルドルフ裁判所は最近、ソウル半導体が台湾のエバーライトエレクトロニクス社を相手にした特許侵害訴訟で、エバーライト製品の販売禁止と2012年7月13日以降に販売した製品を回収する旨の判決を下した。(19日 マネ)

《立法》

- ▲韓国特許庁は、特許・営業秘密の侵害に対する懲罰的損害賠償制度、処罰水位の引上げなど知的財産の保護強化を主な内容とする特許法と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正案が7日、国会本会議を通過したと明らかにした。(9日 聯合)
- ▲2019年1月1日から、間違っって納付された特許料を特許庁が職権で返還する制度が施行される。(11日 ソ経)

《行政》

- ▲韓国の産業通商資源部は3日、中国北京商務部から「第2次韓中投資協力実務委員会」を開き、韓国企業の隘路事項を伝達する予定であると明らかにした。韓国政府は、中国側に、電気自動車バッテリー補助金問題、半導体反独占調査、サムスンファウエイ特許訴訟など、韓国企業の隘路解消のために積極的に努力してほしいと要請している。(3日 ニ1)
- ▲4日、韓国特許庁によると、2000年代初頭までは、韓国特許行政最大の懸案は、審査期間の短縮であった。今は処理期間の不満はほぼ消えたが、審査品質の問題が新たに浮上している。(4日 ソ新)
- ▲韓国特許庁は、国民の発明特許の認識を高めるため、17日から「4時！特許庁です」放送を開始すると16日明らかにした。(16日 ソ経)
- ▲韓国政府は17日、第23次国家知識財産委員会を開催し、「知的財産分野の紛争調停制度の活性化方案」など4つの案件を審議・確定した。(17日 ファ)
- ▲16日、韓国特許庁によると、「特許共済事業」は、2019年から推進される新規事業として、中小企業が海外出願、特許訴訟など知的財産関連の資金リスクに効果的に備えられるように支援する「特許共済事業」を運営する委託機関を公募する。(17日 ニ1)
- ▲韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)と手を組んで国際特許出願(PCT)の利便性を拡大するため、国内の電子出願サイトである「特許路」とWIPOの電子出願サイト「ePCT」のアカウントを連携したと27日明らかにした。(27日 ニシ)

《その他》

- ▲米国経済専門誌フォーブスは、世界161カ国を対象とした「2019年にビジネスしやすい最高国家」のランキング評価で、韓国が16位を占めたと19日明らかにした。項目別の評価で韓国は、技術分野で世界1位を占め、革新分野でも8位となった。しかし、貿易の自由で75位、金融の自由で33位、個人の自由で41位、知的財産で35位、腐敗で47位、税金負担で24位、投資の保護で22位、規制で11位などの評価を受けた。(19日 世界)

※媒体の正式名称(発行者)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、東亜：東亜日報(東亜日報社)、文化：文化日報(文化日報社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、ソ新：ソウル新聞(ソウル新聞社)、世界：世界日報(世界日報社)、ヘ経：ヘラルド経済(ヘラルド社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、プ経：プライム経済(プライム経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、中企：中小企業新聞(中小企業新聞社)、医学：医学新聞(医学新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、聯合：聯合ニュース(聯合ニュース社)、デイ：デイリーファーム(デイリーファーム社)、アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニ1：ニュース1(ニュース1社)、ニシ：ニューシス(ニューシス社)、イト：イトゥデイ(イトゥデイ社)、イー：イーデイリー(イーデイリー社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、朝ビ：朝鮮ビズ(朝鮮日報社)